

## 稲田防衛相 来月南スーダン視察訪問の方向で調整

稲田防衛大臣は、今年11月に南スーダンに派遣される見通しの自衛隊の部隊が、武器を使って他国の部隊などを救援する「駆け付け警護」をはじめ、安全保障関連法に基づく新たな任務の訓練などを始めたことを受けて、施設部隊として現在PKO活動に参加している陸上自衛隊の部隊視察や現地の治安状況などを確認するため、来月、南スーダンを訪れる方向で調整に入りました。

政府は、11月に南スーダンに派遣される見通しの部隊に対し、実際に「駆け付け警護」などの任務を付与するかどうかは、現地の情勢や訓練の習熟状況などを踏まえて、今後、NSC＝国家安全保障会議などで慎重に判断するとしています。

こうしたなか、南スーダンでは先月、政府軍と反政府勢力との戦闘が再燃しており、稲田大臣としては、現地の治安状況などをみずから確認したうえで、新たな任務を付与するかどうか判断したいという思いもあるものと見られます。

### 稲田防衛相、来月訪米へ＝カーター長官と初会談

一方で、稲田朋美防衛相は9月中旬に米国を訪問する方向で調整に入りました。稲田氏の訪米は就任後初めて。カーター国防長官と会談し、日米同盟強化の方針を確認するほか、北朝鮮が先に潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を飛行させるなど挑発行為を繰り返していることや、中国が東・南シナ海での活動を活発化させていることを踏まえ、米側と緊密な連携を確認したい考えだとマスコミが報道しています。もちろん、南スーダンへの自衛隊派遣に向けた協議も行われるでしょう。



## 自衛隊の南スーダンPKO派遣 「孫が派遣打診され、娘と泣いた」

青森市の陸自第9師団第5普通科連隊が「駆け付け警護」など戦争法の最初の新任務を担うとの発表を受け、青森県の「戦争いやだ、憲法まもれ！県民の会」（奥村榮代表）は24日、抗議声明を発表しました。声明では、戦争法を「発動させないたたかい」が求められている。自衛隊の派遣を許さず、「殺し、殺される」事態をくい止めるため、総力を結集したたかうことを宣言しています。

今年5月、青森の自衛隊が11月から南スーダンPKOへ派遣されることが地元紙で報道されてから、県民の会は宣伝や集会などで、「戦争法の最初の担い手が青森の青年・自衛隊員になってしまう。『戦争法廃止、自衛隊を戦場に送らせない』の声を上げよう」と訴え続けてきました。

この訴えに市民の反応も変化を見せました。宣伝に駆け寄り「息子が自衛隊員で心配だ。戦争は絶対だめだ」「娘は就職する所がなくて自衛隊に入隊した。戦争に行くためじゃない」など自衛官家族からも悲痛な声が寄せられていました。

また、しんぶん赤旗は30日、隊員の家族等に話を聞き、紹介しています。

- ・「孫が『南スーダン派遣を打診された』と言ったとき、しばらく娘と一緒に泣きました。なんで銃を持って、外国に行かなきゃならないんですか」。
- ・息子さんが、今回の南スーダンへの派遣が決まっているBさん。「もう仕事のことも、気持ちも、なにも話してくれません。隊から『何もしゃべるな』と言われてるんだと。私も表では何も関心ないようには振る舞ってはいますがね」。

- ・自衛隊員の孫をもつ元隊員のCさん。「南スーダンの状況をみると心配はしていますが、隊員を出すほうもやむを得ないし、覚悟をするしかない」。

## **地方紙 「共謀罪」新設の動きを批判**

### **京都新聞(8月30日) 社説 「共謀罪」法案 乱用の恐れなお消えぬ**

過去に3回廃案になった「共謀罪」法案を、政府がまたも国会に提出する見通しという。今度は「テロ等組織犯罪準備罪」と名を変えて、である。

共謀罪は、重大な犯罪を実行に移す前に計画に加わっただけで処罰するものだ。安易な見込み捜査や不当な身柄拘束につながる危険性を、わたしたちは再三指摘してきた。野党や日弁連、刑事法学者も「市民団体や労働組合が対象になり得る」と批判し、小泉政権下で提出された法案は3回とも廃案になった。

今回の法案が以前と違うのは、単なる「団体」としていた適用対象を「組織的犯罪集団」に変え、犯罪の計画だけでなく資金集めなどの具体的な「準備行為」を構成要件に加える点にあるようだ。

だが組織的犯罪集団とは実際に何を指すのか。テロ組織や暴力団の他にどんな団体が含まれるのか。準備行為とそうでない行為の線引きはどこか。そこをはっきり示さなければ、対象者を実質的に限定することにはならない。

一方で、対象の罪種は過去の法案を引き継ぎ、重大犯罪に必ずしも当たらない窃盗や詐欺罪などを含めて600超に上る。法案の本質を変えずとも、4年後に迫った東京五輪・パラリンピックのテロ対策強化と言え国民の理解が得やすいと政府が踏んでいるのなら、極めて危うい。

中略

頻発するテロの封じ込めへ、各国との連携はむろん必要だ。一方で、人権の保障も国際社会の原則である。捜査の行き過ぎや冤罪がなくならない中、権力を持つ者はまずは自制し、治安と人権を両立する手だてを講じるべきだ。

### **愛媛新聞(8月30日) 社説 名称変えても危うい本質は不変**

テロ対策、国際協調、そして東京五輪の成功。そんな大義名分を掲げさえすれば何でも許される、というわけではない。政府が、過去3回廃案になった「共謀罪」を新設しようと、名称や要件を変えた組織犯罪処罰法改正案として、9月の臨時国会に提出する方針という。

重大犯罪の謀議に加わっただけで処罰される「共謀罪」は、犯罪の実行行為があつて初めて罰するという刑法の原則や、内心の自由を保障する憲法に抵触しかねず、乱用を危ぶむ反対は今も強い。しかし今回は罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変更し、対象を単なる「団体」ではなく「組織的犯罪集団」と規定。成立には共謀だけでなく資金集めなど犯罪実行の「準備行為が必要」との要件を加えた。

過去の案に比べ、対象や要件が多少限定されたことは事実。だが「犯罪集団」「準備行為」の定義は依然曖昧にすぎる。捜査機関の一存で、いくらでも拡大解釈や恣意(しい)的な運用が可能になろう。現行刑法に既にある予備罪や準備罪との違いも判然としない。加えて「範囲が広すぎる」と批判を浴びた対象犯罪は全く変更されず、窃盗や詐欺罪など600を超える。

結局、名称や要件を少々変えても「公権力による国民の監視強化」という本質的な危険は減じない。「現行法でも十分対応可能」などの疑問や不当規制への懸念が解消されない限り、何度でも反対するほかはない。

後略

## **沖縄・高江 60人の機動隊が押しかけテント内撮影**

高江では米軍北部訓練場周辺で30日、米軍ヘリパッド建設工事が本格化することを警戒し、市民による抗議行動が続きました。資材搬入に抗議する市民を機動隊が強制的に排除し、午前10時過ぎに砂利を積んだダンプカー10台とトレーラー4台がN1地区ゲートに進入しました。そして、

午後2時半には「N1裏」のテントに60人以上の機動隊が押しかけて内部をビデオカメラで撮影し、市民が「テントに入るな」と詰め寄るなど緊迫した状態となりました。

このような中、沖縄県の正当な労組、市民団体でつくる「基地の県内移設に反対する県民会議」は29日、幹事会を開き、建設阻止に向けた集中行動に取り組むことを決めました。9月から毎週水曜日と土曜日を集中行動日として、資機材の搬入口となっているN1ゲート前に集合し、抗議行動を展開します。県民会議は「これ以上の沖縄の基地機能強化を許さず、やんばるの自然を守り、高江地域の安心・安全な生活を取り戻すため、最後まであきらめることなく建設阻止の行動をつなげていく」としています。



## 各地のとりのくみ

### 山形 ママの会が安保関連法廃止を訴え、スタンディング

安保関連法に反対するママの会やまがたは26日、山形市内で安保関連法の廃止を求め、スタンディング行動を行いました。

ママの会の人たちが街頭に立ち、「だれの子どもも殺させない」のノボリを立て、「安保法制は廃止に!」の文字カードを掲げ、道行く人に戦争法廃止を訴えました。

行動に参加した山本典子さんは「戦争ができる国にしたいと思っている人にとっては、北朝鮮のしていることも利用して戦争法の正当性を言っているが、なし崩し的にやられたら困る。戦争法反対を訴え続けていかなければいけない。自衛隊員の人たちだって想定外のことだと思う。その人たちの気持ち、家族のことを思うと派遣してほしくない。全国でこういう行動が広がっていることが私たちにとって励みです」と話しました。

通りがかりの車の中から手を振る人、クラクションを鳴らすドライバーもいました。

### 愛知・名古屋 年金者組合「平和を語るつどい」開催

あいち年金者組合女性部は24日、名古屋市北区の市総合福祉会館で、今年24回目となる「平和を語るつどい」を開き、組合員ら100人以上が参加しました。今年のテーマは「平和憲法 世界の宝に」。会場には血に染まった日章旗や軍服、陶器製湯たんぽなどの戦争遺品が展示され、参加者は熱心に見入っていました。

三宅裕一郎三重短期大学が「参院選後の改憲論がもつ意味と憲法9条の意義」を講演。自民党改憲草案の緊急事態条項の危険性と改憲の狙いを報告し、「改憲ストップへ学習を強め、保守層も取り込んだ運動を広げよう」と訴えました。

また、組合員6人が戦争体験を報告しました。静岡県で浜松空襲を体験した女性は、「英語の授業は敵国語との理由で廃止。終戦前の2年間は授業がほとんど行わず勤労奉仕。浜松空襲では友人がなくなった」と語り、「戦争を知らない若い世代に戦争の悲惨さを伝えるのが生き残ったものの責任」と強調しました。名古屋市南区の女性は「親と離れ田舎の寺に学童疎開した。寂しくて泣いてばかり。授業がなく、食料不足で空腹に耐えながら燃料のまき運びをしていた」と話しました。

## 公布70年・憲法講座「今こそ、守り生かそう! 日本国憲法」

\* 講座・講師 渡辺 治 一橋大学名誉教授 「憲法をめぐる参院選後の情勢と課題」(仮題)

\* 国会報告 日本共産党国会議員

とき 10月10日(月 体育の日) 10時30分から13時00分

ところ 全国家電会館5階講堂 資料代 1000円(学生500円)

【詳細は、『月刊憲法運動』9月号または憲法会議のホームページでご確認ください】